

入札公告

－奈良県市町村会館受変電設備更新工事－

【H30A007】

奈良県市町村会館受変電設備更新工事に係る事後審査型一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

平成30年12月6日

奈良県市町村総合事務組合管理者 松井正剛

第1 競争入札に付する事項

(1)入札番号	H30A007
(2)入札件名	奈良県市町村会館受変電設備更新工事
(3)入札方式	郵便入札（事後審査型一般競争入札）
(4)入札回数	1回
(5)履行期間	契約締結日の翌日から平成31年5月31日まで(昼間施工) <u>※ただし、停電を伴う工事は</u> <u>平成31年5月3日から平成31年5月6日の間に限る。</u> ※本入札における公告・仕様書等に記載の元号に関し、新元号となった場合は新元号に読み替えるものとします。
(6)工事場所	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館
(7)業種	電気工事
(8)工事概要	奈良県市町村会館 高圧受変電設備（キュービクル）更新工事一式
(9)予定価格	33,480,000円 <消費税及び地方消費税(8%)を <u>含む</u> >
(10)入札書比較価格	31,000,000円 <消費税及び地方消費税(8%)を <u>含まない</u> >
(11)最低制限価格	<input type="checkbox"/> 有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無
(12)低入札価格調査	<input type="checkbox"/> 有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無
(13)再度入札	<input type="checkbox"/> 有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無
(14)内訳書の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 必要 / <input type="checkbox"/> 不要
(15)実績報告	<input type="checkbox"/> 必要 / <input checked="" type="checkbox"/> 不要
(16)配置予定技術者報告	<input checked="" type="checkbox"/> 必要 / <input type="checkbox"/> 不要
(17)入札保証金	<input type="checkbox"/> 必要 / <input checked="" type="checkbox"/> 免除 ただし、奈良県市町村総合事務組合契約規則（平成20年4月

	1日規則第12号)第11条により落札者が契約を締結しない場合は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5に相当する額を納めなければなりません。
(18) 契約保証金	<p>■必要 / □免除</p> <p>奈良県市町村総合事務組合契約規則第18条第1項の規定により、契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければなりません。また、同規則第25条により契約解除となった場合には、契約金額の100分の10に相当する額を納付しなければなりません。</p> <p><u>ただし、下記①又は②に該当する場合は、免除とします。</u></p> <p><u>①過去2年間に国又は地方公共団体(独立行政法人等を含む。)と同種・同規模の契約を2回以上誠実に履行したことを証明することができる資料を提出することができる者。</u></p> <p><u>②保険会社との間に、当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。</u></p>
(19) 落札者決定方法	<p>事後審査型</p> <p>入札書比較価格以内(最低制限価格を設定した場合は、最低制限比較価格以上入札書比較価格以内)で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、入札参加資格確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められた後に、落札者と決定します。</p>
(20) 契約書作成の要否	<p>■必要 / □不要 (詳細は落札者に別途通知します。)</p> <p>落札者決定後原則10日以内</p> <p><u>この工事は平成31年度に実施する事業であるため、当初締結する契約は仮契約とし、平成31年度予算の議決後、正式な契約を行うこととします。</u></p>
(21) 長期継続契約	□該当 / ■非該当
(22) 支払条件	引渡し後、支払請求を受けた日から40日以内
(23) 議会の議決	□必要 / ■不要

第2 競争入札に参加するために必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- | | |
|-----|---|
| (1) | 奈良県建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成8年12月奈良県告示第427号)による平成30年度奈良県建設工事請負資格業者名簿の資格業種 |
|-----|---|

	「電気設備」に登載されていること。
(2)	競争入札参加表明書提出の日から開札日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
(3)	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所を奈良県内に有すること。
(4)	建設業法第 3 条の規定により、「電気工事業」の建設業の許可を受けていること。
(5)	建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の総合評定値が <u>850 点以上</u> の者であること。
(6)	この工事を行う期間中、建設業法第 26 条第 1 項の規定に該当する者で、競争入札参加表明書の提出の日において、入札に参加しようとする者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的雇用関係にある「電気工事」の主任技術者を <u>本工事に専任</u> で 1 名配置できること。
(7)	開札の日において、下記の税の未納がないこと。 ① 法人税（個人事業者は所得税）、消費税及び地方消費税 ② 法人都道府県民税（個人事業者は都道府県民税）、法人事業税（個人事業者は個人事業税）、自動車税等、当該事業者に課される全ての都道府県税 ③ 法人市町村民税（個人事業者は市町村民税）、固定資産税、事業所税、軽自動車税等、当該事業者に課される全ての市町村税
(8)	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
(9)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者、または申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者または申立てがなされなかった者とみなします。
(10)	平成 12 年 4 月 1 日以降に、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、または申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなします。
(11)	平成 12 年 3 月 31 日以前に、民事再生法附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(12)	破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者、または申立てがなされていない者
(13)	<p>以下に掲げる暴力団排除要件に該当しないこと。</p> <p>① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店または営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店または営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。</p> <p>② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。</p> <p>③ 役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用していると認められる。</p> <p>④ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金を提供し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していると認められる。</p> <p>⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。</p>

第3 競争入札参加表明書の提出

この競争入札への参加を希望する者は、競争入札参加表明書の提出が必要です。

競争入札参加表明書を提出していない場合は、入札に参加することができません。

代表者（登記簿により代表権があることが確認できる者）以外の者が、入札に参加する場合は、同時に委任状（様式第7号）を提出する必要があります。

(1) 受付期間	平成30年12月6日（木）から平成30年12月19日（水）までの午前9時から午後5時まで （土曜日・日曜日・祝日及び正午から午後1時までを除く。）
(2) 提出先	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階 奈良県市町村総合事務組合 総務課
(3) 提出方法	<u>書留郵便による郵送または持参</u>
(4) 様式	競争入札参加表明書（様式第2号）の様式は、上記期間及び場所で配付するほか、奈良県市町村総合事務組合公式ホームページからダウンロードできます。（ http://www.nasouji.or.jp/ ）

第4 仕様書等の配付

この工事に係る仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）は、下記の期間及び場所で無償配付（貸与）します。仕様書等を受領していない場合は、入札に参加することができません。

(1) 期 間	平成30年12月6日（木）から平成30年12月19日（水）までの午前9時から午後5時まで （土曜日・日曜日・祝日及び正午から午後1時までを除く。）
(2) 場 所	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階 奈良県市町村総合事務組合 総務課
(3) 持 ち 物	①仕様書等閲覧申請書（様式第6号）（記入・押印済み） 1部 ②受領される方の名刺 1枚 仕様書等閲覧申請書の様式は、上記期間及び場所で配付するほか、奈良県市町村総合事務組合公式ホームページからダウンロードできます。（ http://www.nasouji.or.jp/ ）
(4) 仕様書等の取扱い	<u>仕様書等については、貸与とし、無断複製を禁じます。</u> <u>また、当組合から特に指示がない限り、開札日以後1か月以内に当組合へ郵送または持参により返却してください。</u>

第5 現場確認

この工事に係る現場確認については、下記のとおりです。

現場確認を行っていない場合は、入札に参加することができません。

(1) 現場確認	■必須 / □有 / □無 <u>前日までに当組合にご連絡いただき日程調整の上、現場確認を行っていただきます。</u>
(2) 対応日時	平成30年12月10日（月）から平成30年12月19日（水）までの午前10時から午後4時までの間（正午から午後1時までを除く。） ※希望を聞いたうえでこちらから日時を指定させていただきます。
(3) 場 所	奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館敷地内 キュービクル、各階機械室
(4) 持 ち 物	①現場確認参加申込書（様式第5号）（記入済みのもの） 1部 ②現場確認参加者のうち責任者となる方の名刺 1枚 現場確認参加申込書の様式は、上記期間及び場所で配付するほか、奈良県市町村総合事務組合公式ホームページからダウンロードできます。（ http://www.nasouji.or.jp/ ）

第6 質疑及び回答

質疑がある場合は競争入札質問書を作成し、下記の宛先に電子メールにて送付してください。

(1)受付期間	平成30年12月6日(木)から <u>平成30年12月21日(金)の午後5時まで</u>
(2)宛先	奈良県市町村総合事務組合 総務課 メールアドレス： keiyaku@na-kaikan.jp
(3)様式	競争入札質問書(様式第3号)の様式は、上記期間及び場所で配付するほか、奈良県市町村総合事務組合公式ホームページからダウンロードできます。 (http://www.nasouji.or.jp/)
(4)回答期日及び方法	①期日 平成30年12月27日(木)午後5時までに回答します。 ②方法 当組合公式ホームページに掲載します。

第7 入札の手続き及び開札の日時等

入札書は、下記の要領で書留郵便により提出してください。なお、事前に競争入札参加表明書の提出がない場合は入札に参加できませんのでご注意願います。

(1)提出期間	平成31年1月4日(金)から <u>平成31年1月15日(火)午後5時まで</u> 【必着】 ※提出期間の前または後に到着した入札書は無効となります。
(2)提出書類	①入札書(契約規則 様式第1号) ②工事内訳書(様式第9-1号) ※1 <u>入札書と内訳書の合計金額は合致させてください。</u> ※2 <u>入札書と内訳書は封筒(様式第10-1号)に入れ、封印してください。(以下「入札封書」という。)</u> ※3 <u>入札封書の表面には「入札書」と朱書きし、裏面には入札封筒裏面用ひな形に必要事項を記入の上切り取って貼り付けるか、必要事項をひな形と同様に記載してください。</u> ※4 入札封書以外の提出を求める書類がある場合は、入札封書とは異なる別の封筒に封入してください。
(3)提出先	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館3階 奈良県市町村総合事務組合 総務課
(4)提出方法	<u>書留郵便による郵送</u>
(5)開札日時	平成31年1月17日(木) 午前10時30分
(6)開札場所	奈良県市町村会館2階 小研修室1

(7)開札立会人	<p><u>開札は、競争入札参加表明書の受付順位に応じて2者を立会人として選任し、立会人又はその代理人の出席のもとで行います。</u></p> <p><u>立会人に選任された方には、開札日までに立会人選任通知書（様式第12号）にて通知します。</u></p> <p>なお、当該立会人又はその代理人が立ち会わない場合、及び立会人が2者に満たない場合は、当該入札事務に関係のない当組合職員を立ち会わせて行うこととします。</p>
----------	--

第8 入札の方法等

(1)	<p><u>入札書の入札金額は、消費税等に相当する金額を除いた額</u>を記載してください。</p>
(2)	<p><u>入札金額は千円単位</u>とし、算用数字にて記入してください。</p>
(3)	<p><u>入札金額の訂正はできません。</u></p>
(4)	<p>提出された入札書等の差換え、引換え及び撤回（入札を辞退する場合を除く。）はできません。</p>
(5)	<p>開札日時までは、いつでも入札を辞退することができます。途中において入札を希望しないこととなった場合は、入札辞退届（様式第8号）を次の方法により提出してください。</p> <p>①入札辞退届を、持参により提出する。</p> <p>②入札辞退届を、<u>入札書の到着期限までに届くよう、書留郵便により郵送する。</u></p>
(6)	<p>入札執行回数は1回とし、入札の結果、落札となるべき入札がないときは入札不調とし、入札を打ち切ります。</p>

第9 入札の無効

1. 次に該当する入札は、無効とします。

(1)	<p>入札書に記名・押印を欠く入札（不明瞭で確認しがたい場合を含む。）</p>
(2)	<p>入札書の重要な文字の誤脱等により、必要な事項を確認できない入札</p>
(3)	<p>同一案件の入札について、2以上の入札書等を提出した者の入札</p>
(4)	<p>指定した入札方法以外の方法によりなされた入札</p>
(5)	<p>入札金額を訂正した入札または判読しがたいと認められる入札</p>
(6)	<p>入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所には訂正印の押印がない入札書による入札</p>
(7)	<p>入札保証金の納付がない入札、または入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札（入札保証金を免除した場合を除く。）</p>
(8)	<p>内訳書の提出を求めた場合にあっては、次に掲げるいずれかに該当する入札</p>

<ul style="list-style-type: none"> ①内訳書の提出がない入札 ②内訳書の合計金額と入札書の入札金額とが一致しない入札 ③内訳書において項目毎の金額及び合計金額の記載がない入札
<p>(9) 郵便入札において次に掲げるいずれかに該当する入札</p> <ul style="list-style-type: none"> ①書留郵便または持参以外の方法による提出による入札 ②入札書提出期間の前または入札書提出期限の後に到着した入札 ③入札封書に入札番号、入札件名等必要事項の記載がない入札 ④入札封書に記載の入札番号、入札件名等と封入された入札書の入札番号、入札件名等が相違する入札 ⑤その他入札執行者において無効と認められる入札

2. 次に該当する場合は失格とし、当該者のした入札は無効とします。

(1) 入札に参加資格のない者
(2) 代理人で委任状を提出しない者
(3) 他人の代理を兼ねた者
(4) 2者以上の者の代理をした者
(5) 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者
(6) 入札に関し談合等の不正行為をした者
(7) 係員の指示に従わない等、入札の秩序を乱した者
(8) 競争入札参加表明書の提出を求められる場合において、競争入札参加表明書を提出しない者、または虚偽の内容を記載し提出した者
(9) 仕様書等の閲覧または配付を行う場合において、仕様書等の閲覧または受領をしていない者
(10) 落札候補者となったのち、指定される期日までに競争入札参加資格確認申請書及びその他の公告等において提出を求める書類を提出しない者、虚偽の申請を行った者、その他入札参加資格確認のための指示に従わない者
(11) その他、当組合が定める入札条件に違反した者

※落札者決定までの間において、上記のいずれかに該当することとなった場合、または該当する事実が判明した場合には、当該入札者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。

第10 落札候補者の決定方法

(1) 落札候補者は、 <u>入札書比較価格以内</u> （最低制限価格を設定した場合は、最低制限比較価格以上入札書比較価格以内）で最低の価格をもって入札した者としてします。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、競争入札参加表明書

	の受付番号順に当該入札者（代理人が入札したときはその代理人）にくじを引かせて落札候補者を定めるものとします。なお、くじを引かない者があるとき、または郵便入札等で本人が立ち会わないときは、その者に代えて当該入札事務に関係のない当組合職員にくじを引かせるものとします。
(3)	くじは、白紙を用いて作成し、くじであること及び作成年月日を記載し、必要数の棒線を引き、その末端に管理者の決定押印をするものとします。
(4)	くじを引かせる場合は、その決定表示箇所を完全に覆い、当該入札者（入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わってくじを引く入札事務に関係のない職員）の記名押印をもってくじを引くものとします。
(5)	落札候補者を決定したときは、落札候補者に対して競争入札落札候補者決定通知書（様式第 25 号）で通知するものとします。

第 11 入札参加資格の確認

開札後、落札候補者を決定したときは、当該者に対し入札参加資格の確認を行います。落札候補者となった場合は次のとおり競争入札参加資格確認申請書等を提出してください。

(1) 提出期間	落札候補者決定通知後、原則 5 日以内（当組合の休日を除く。）
(2) 提出先	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 3 0 2 番 1 奈良県市町村会館 3 階 奈良県市町村総合事務組合 総務課
(3) 提出書類	① 競争入札参加資格確認申請書（様式第 17 号） ② 建設業法第 3 条の規定により、「電気工事業」の建設業の許可を受けていることが確認できる証明書の写し（開札日に有効であるもの） ③ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し（開札日に有効であるもの。） ④ 配置予定技術者調書（様式第 19 号） ⑤ 法人税（個人事業者は所得税）、消費税及び地方消費税に未納がない証明書の写し（直近年度の国税通則法施行規則別紙様式第 8 号様式その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 のいずれかで、発行日が開札日から 3 か月以内のもの。） ⑥ 法人都道府県民税（個人事業者は都道府県民税）、法人事業税（個人事業者は個人事業税）、自動車税等、当該事業者に課される全ての都道府県税に未納がない証明書の写し（直近年度のもので発行日が開札日から 3 か月以内のもの。） ⑦ 法人市町村民税（個人事業者は市町村民税）、固定資産税、事業所

	<p>税、軽自動車税等、当該事業者^に課される全ての市町村税に未納がない証明書の写し（<u>直近年度のもので発行日が開札日から3か月以内のもの。</u>）</p> <p>⑧ 過去3か年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）</p> <p>⑨ 履歴事項全部証明書の<u>原本</u>（<u>発行日が開札日から3か月以内のもの。</u>）</p> <p>⑩ 印鑑証明書の<u>原本</u>（<u>発行日が開札日から3か月以内のもの。</u>）</p> <p>⑪ 欠格事項等に該当しない旨の宣誓書（様式第18号）</p>
(4) 審査	<p>審査の結果、参加要件を満たすと認められた者には、競争入札参加資格適格通知書（様式第20号）で通知します。</p> <p>提出期限までに入札参加資格の確認に必要な書類を提出しない者、または審査の結果、資格要件を満たさない者（以下「入札参加資格不適格者」という。）は失格とし、競争入札参加資格不適格通知書（様式第21号）で通知します。</p>

第12 落札者の決定方法

(1)	入札参加資格の審査の結果、落札候補者に入札参加資格があると認める場合は、当該落札候補者を落札者とします。
(2)	落札候補者が、地方自治法施行令第167条の10の規定に該当すると認められるときは、当該落札候補者を落札者とせず「落札不適格者」とすることができ、競争入札落札不適格通知書（様式第23号）で通知するものとします。
(3)	落札候補者が、入札参加資格不適格者または落札不適格者となった場合は、当該入札者の次に低い価格で入札した者、またはくじにより次順位者となった者を新たな落札候補者とし、落札者が正式に決定するまでこれを繰り返すものとします。
(4)	落札者を決定したときは、当該落札者に対して競争入札落札者決定通知書（様式第24号）で通知するものとします。

第13 その他

(1) 入札の中止	開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたとき、または適正な競争入札の執行ができないと認められる場合は、入札の執行を延期または中止することがあります。
(2) 入札結果の公表	入札結果（入札者名及び入札金額）は、落札者決定の翌日から、当組合総務課での閲覧、公式ホームページへの掲載、または会館掲示場での掲示の方法により公表します。

(3) 契約者	奈良県市町村総合事務組合 松井正剛
(4) 契約条項を示す場所及び契約を担当する課等の名称	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302番1 奈良県市町村総合事務組合 総務課 TEL 0744-29-8251
(5) 契約の不締結	<p>落札者決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当することとなったとき、または該当する事実が判明したときは、契約を締結しません。</p> <p>①第9 2. の(1)から(11)のいずれかに該当する場合、またはした事実が判明した場合</p> <p>②奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けた場合</p> <p>③地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当する場合</p> <p>④会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をした場合、または申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続開始の申立てをしなかった場合または申立てがなされなかった場合とみなします。</p> <p>⑤平成12年4月1日以降に、民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをした場合、または申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合であっても、再生計画が認可された場合については、再生手続開始の申立てをしなかった場合または申立てがなされなかった場合とみなします。</p> <p>⑥平成12年3月31日以前に、民事再生法附則第2条による廃止前の和議法第12条第1項の規定による和議開始の申立てをした場合。</p> <p>⑦破産法第18条の規定による破産手続開始の申立てをした場合、または申立てがなされた場合</p> <p>⑧契約関係を継続しがたい重大な事由があると認められる場合で、次に掲げる場合</p> <p>ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店または営業所の代表者を、個人にあっては</p>

	<p>その者、支配人及び支店または営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を与える目的で、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。</p> <p>エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金を提供し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していると認められるとき。</p> <p>オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ この契約に係る下請契約または資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ この契約に係る下請契約等にあたり、アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、当組合が当該下請契約等の解除等を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。</p> <p>ク この契約の履行にあたり、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当組合に報告せず、または警察に届け出なかったとき。</p>
(6)技術者の配置	<p>落札者は、当組合に提出した配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者(当該調書を複数名分提出した場合はそのうち1名)を、当該工事の現場に<u>専任で配置</u>するものとします。なお、工事の施工に当たり、調書に記載した配置予定技術者を変更す</p>

	<p>ることができるのは、傷病による欠勤・死亡・退職等の特別な場合に限ります。</p>
(7)その他	<p>①この入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とします。</p> <p>②この公告に定めのない事項については、奈良県市町村総合事務組合契約規則、奈良県市町村総合事務組合競争入札実施要領及び関係法令によるものとします。</p>
(8)問い合わせ先	<p>〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302番地1 奈良県市町村会館3階 奈良県市町村総合事務組合 総務課 電話番号 : 0744-29-8251 FAX番号 : 0744-29-8243 メールアドレス : keiyaku@na-kaikan.jp</p>